

普通火災保険+休業損失補償特約

平成22年1月改定

工場や作業場に安心の補償を

ビジネス オーナーズ (工場物件用)



SOMPO
JAPAN

NKSJグループ

ビジネスオーナーズ(工場物件用) 〈普通火災保険+休業損失補償特約〉

建物、機械設備、商品・製品等の 万一の事故による損害^(注1)



(注1) 損保ジャパンの普通火災保険(工場物件用)で補償される損害をいいます。
ご契約いただいた保険の対象がこのような事故によって損害を受けた場合に損害保険金をお支払いします。また、事故の形態によっては、被災時の様々な費用を補償する費用保険金をお支払いする場合があります。詳しくは後記のあらましをご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

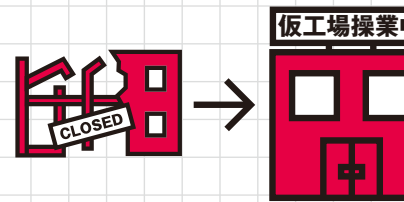
(注2) 給排水設備自体に生じた損害は除きます。

(注3) 騒擾・集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動(※)に至らないものをいいます。

(※) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

左記の災害などによ
工場の休業のリスク
ワイドに補償

休業損失



さらに

お客さまの
ニーズに
合わせて、
こんな補償も
選べます。

オプション1

工場内ユーティリティ設備^{※1}の破損、電氣的・機械的事故補償 (工場総合特約A)

受変電設備、配線設備などの工場内ユーティリティ設備のショート・スパーク等の電氣的事故、機械の焼付け・破損等の機械的いたずら・破壊行為などによる損害を補償します。
ただし、損害の額から自己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。
※1 受変電設備、配線設備、照明・放送設備、用水設備、燃料設備、エア供給・ガス供給設備、消火設備など

オプション2

工場内ユーティリティ設備の破損、電氣的・機械的事故補償+建物・機械設備の破損補償 (工場総合特約)

オプション1で補償する受変電設備、配線設備などの工場内ユーティリティ設備の破損、電氣的・機械的事故に加えて、建物・機械設備の盗難・破損などによる損害を補償します。
ただし、損害の額から自己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。

オプション3

工場内ユーティリティ設備の電氣的・機械的事故、建物等の破損による休業損失補償 (休業損失追加特約)

受変電設備、配線設備などの工場内ユーティリティ設備の電氣的・機械的事故や建物・機械設備の盗難・破損などによる休業損失を補償します。

オプション4

商品・製品等の盗難・破損・汚損補償 (商品・製品等総合補償特約 (工場物件用))

商品・製品等に生じた盗難・破損・汚損などによる損害を、保管中・輸送中^{※2}を問わず、商品・製品等のご契約金額を限度として補償します。損害の額から自己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。また、輸送中の損害は1事故につき1,000万円または保額(ご契約金額)のいずれか低い額が限度となります。
※2 保管中のみの補償とすることも可能です。この場合は「商品・製品等総合補償特約(輸送中対象外)(工場物件用)」をセットします。
(注) 鋳型、木型、生鮮食品、野積みまたはバラ積みの商品・製品等、この特約の補償の対象とならないものがあります。

オプション5

通貨等の盗難補償 (業務用通貨等特約 (工場物件用))

業務用の通貨や預貯金証書に生じた盗難による損害を、保管中・輸送中^{※3}を問わず、業務用通貨は1事故につき300万円まで、金証書は1事故につき1,000万円まで補償します。
※3 保管中のみの補償とすることも可能です。この場合は「業務用通貨等特約(輸送中対象外)(工場物件用)」をセットします。

※各オプション特約をセットした場合は、特約の記載に従い、各種費用保険金等をお支払いする場合があります。
※上記以外にも水災補償、情報メディア費用補償、賠償責任補償などのオプションをご用意しています。
詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【ご注意】 ご契約いただく保険の対象によっては、各オプション特約の補償の対象とならないものがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

のワイドな補償

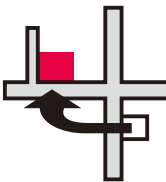
休業損失を補償

損保ジャパンの普通火災保険(工場物件用)で補償される財物損害はもちろん、その場合の休業による損失も補償します。
ご契約時にお決めいただいた保険金のお支払い対象期間(約定復旧期間)を限度に、「ご契約金額(休業損失保険金額)^(注1)×休業日数」をお支払いします。^(注2)



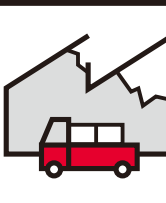
休業日数短縮費用を補償

仮工場費用・移転広告費・外注費用などの、休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な費用も補償します。
「この費用の支出によって減少させることができた休業日数×ご契約金額(休業損失保険金額)^(注1)」または「ご契約金額(休業損失保険金額)^(注1)×30倍」のいずれか大きい額を限度に実費をお支払いします。



取引先の事故の影響による休業損失も補償

原材料の直接の仕入先、商品・製品等の直接の納入先など取引先の事故により、休業した場合の損失も補償します。
休業2日目以降、30日間を限度に、「ご契約金額(休業損失保険金額)^(注1)×休業日数」をお支払いします。^(注2)



(注1) ご契約金額(休業損失保険金額)とは、1日あたりの補償額をいい、1日あたりの粗利益の額(売上高-商品仕入高および原材料費)の範囲内でご契約時に設定いただきます。
(注2) 復旧期間内の売上減少高×支払限度率(最近の会計年度(1か年間)の粗利益の額×110%÷同期間内の売上高)から、臨時雇従業員を解雇したため支払う必要なくなった人件費などの支払いを免れた経常費等を差し引いた額が限度となります。
※補償の対象とならない期間やお支払いする保険金の限度額がありますので、詳細は右記のあらましをご覧ください。

保険金をお支払いできない主な場合

次のような事由によって生じた損害または損害を受けた結果生じた休業損失に対しては、保険金をお支払いできません。

- ご契約者や被保険者(補償を受けられる方)またはこれらの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- 地震・噴火またはこれらによる津波^{※1}(地震火災費用保険金をお支払いする場合を除きます。)
- 核燃料物質に起因する事故
- 自動車について生じた右記のあらまし⁴~⁸の事故の損害
- 法令による定期検査または性能検査を必要とするボイラ・ガスタービン・油圧機等を保険の対象とする場合の、破裂・爆発によりその機器に生じた損害
- ご契約者または被保険者が所有もしくは運転する車両またはその積載物の衝突・接触
- 火災などの事故の際の保険の対象の紛失、盗難
- 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 保険料領収前に生じた事故
- テロ行為^{※2}または情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに生じた損害(保険金額(ご契約金額)15億円以上の場合にかぎり。)

左記に加えて、次のような事由によって生じた損害または損害を受けた結果生じた休業損失に対しては、オプション特約をセットした場合でも保険金をお支払いできません。

- 土地の沈下・隆起・移動、高潮、洪水またはダム・湖沼・貯水池・河川・水路・雨水・地下水の氾濫による損害(オプション1~4の補償)
 - 自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、侵食、キャビテーション、はがれ、ねずみ喰い、虫喰い、その他類似的の事由に起因してその部分に生じた損害(オプション1~4の補償)
 - ボイラ、非常用発電機以外の発電機、コンクリート製機器、チェーン等に生じた損害(オプション1~3の補償)
 - 貴金属、宝石、美術品等で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの、自動車、通貨、鋳型、木型、生鮮食料品、野積みまたはバラ積みの商品・製品等に生じた損害(オプション4の補償)
 - 偽造・変造に起因して生じた損害(オプション5の補償)
 - 詐欺または横領によって生じた損害(オプション1~5の補償)
 - 保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害(オプション1~4の補償) など
- 上記以外にも自動セットされる特約および各種オプション特約により、保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※1 居住部分がある建物およびその取寄家財については、「地震保険」にご加入いただけます。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
※2 テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

保険の対象についてご注意ください!

- ① 門、塀、垣、物置・車庫その他の付属建物
- ② 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- ③ 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
- ④ 貴金属、宝玉、宝石、書画、彫刻物その他の美術品等で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ⑤ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物 など

※上記については、明記した場合でもオプション特約の補償の対象にならないものがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

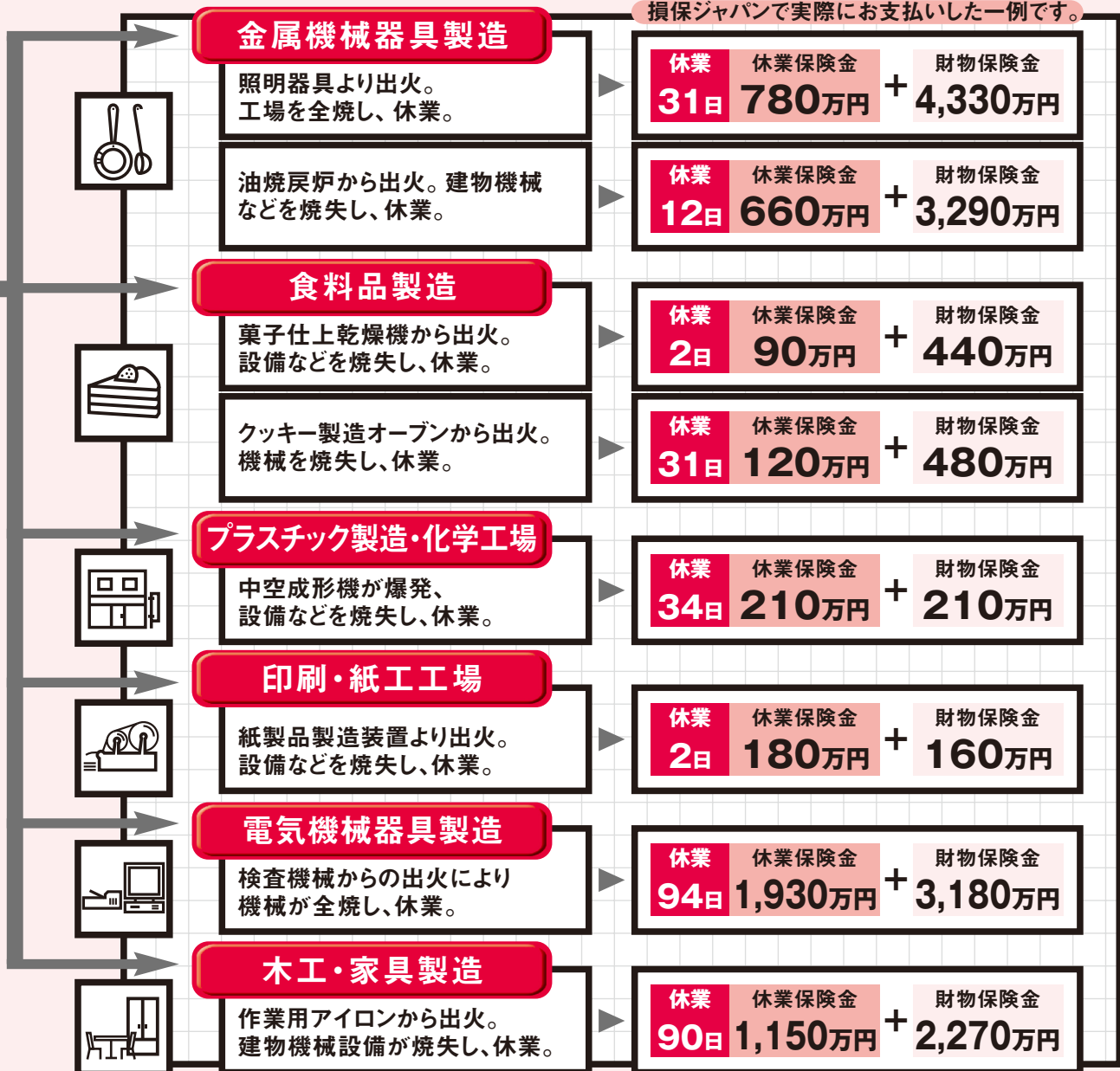
損保ジャパンのビジネスオーナーズ(工場物件用)のあらまし

		保険金をお支払いする場合の概要	お支払いする保険金の概要
損保	普通火災保険(工場物件用)	<ol style="list-style-type: none"> 火災 破裂・爆発 落雷<small>ひょう</small> 風災・雹災・雪災 <small>※④に関して、雨、雪、雹または砂塵の吹き込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が風、雹、雪災の事故によって直接破損したために生じた場合にかぎります。</small> <ol style="list-style-type: none"> 航空機の墜落、接触または飛行中の航空機からの物体の落下 車両(その積載物を含みます。の)衝突、接触 騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 <small>(④)～(⑦)については損害額が20万円以上となった場合にかぎります。損害額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて一括して行います。</small> <ol style="list-style-type: none"> 給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含みます。)に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)による損害(給排水設備自体に生じた損害は除きます。) 	<p>お支払いする損害保険金＝損害額</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険金額(ご契約金額)が保険価額※(時価額)と同額以上の場合は、保険価額が限度 ●保険金額が保険価額より低い場合は、次の算式により算出した額 $\text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ <p>(注)お支払いする損害保険金は保険金額が限度です。</p> <p>※保険価額とは、損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、通常は時価額となります。時価額とは、再調達価額(同等のものを新たに建築または購入するのに必要な金額)から、経過年数による減価或使用による消耗分を差し引いた額をいいます。</p>
		<ol style="list-style-type: none"> 休業損失 <ol style="list-style-type: none"> (1)①～⑧の事故により工場が損害を被り、工場を休業した場合 (2)①～⑧の事故により、保険証券記載の建物などのうち、他人が占有する部分が損害を被り、工場を休業した場合 (3)①～⑧の事故により、工場内外の電気・ガス・水道・電話配線などが損害を被り、工場を休業した場合 (4)日本国内に所在する原材料の直接の仕入先、製品の直接の納入先が①～⑧の事故により、工場を休業した場合 (5)(1)～(4)の損害を被り、休業日数を減少させるために必要かつ有益な費用を支出した場合(休業日数短縮費用) 	<p>ご契約金額(休業損失保険金額)×休業日数+休業日数短縮費用</p> <p>※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ●休業日数＝復旧期間内の休業日数(定休日を除きます。をいいます。) ・左記④、⑨(3)(4)の場合は、休業2日目以降が対象となります。 ・ただし、⑨(4)の場合は、30日が限度となります。 <p>※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ●休業日数＝復旧期間内の休業日数(定休日を除きます。をいいます。) ・休業2日目以降が対象となります。 <p>※1. 復旧期間内の売上減少高×支払限度額率－支払を免れた経常費等を限度とします。 <small>「復旧期間」とは、保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時までに要した期間(損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。)をいい、ご契約時にお決めいただいた復旧期間(約定復旧期間)が限度です。 「支払限度額率」とは、最近の会計年度(1か年)の粗利益の額にその10%を加算して得た額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。 「支払を免れた経常費等」とは、臨時雇従業員を解雇したため、支払う必要のなくなった人件費などをいいます。</small> ※2. 休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用で「減少させることができた休業日数×保険金額」または「保険金額の30倍」のいずれか大きい額を限度とします。 </p>
		<ol style="list-style-type: none"> その他不測かつ突発的事故(ユーティリティ設備の下記補償) <p>工場内ユーティリティ設備(受変電設備、照明設備、エア・ガス供給設備など)の電気的・機械的の事故、いたずら、破壊行為、破損等</p>	<p>損害額－10万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険金額(ご契約金額)が保険価額(時価額)と同額以上の場合は、保険価額が限度 ●保険金額が保険価額より低い場合は、次の算式により算出した額 $(\text{損害額} - 10 \text{万円}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ <p>(注)お支払いする損害保険金は保険金額が限度です。</p>
		<ol style="list-style-type: none"> その他不測かつ突発的事故(ユーティリティ設備、建物・機械設備の下記補償) <ol style="list-style-type: none"> (1)工場内ユーティリティ設備(受変電設備、照明設備、エア・ガス供給設備など)の電気的・機械的の事故、いたずら、破壊行為、破損等 (2)建物、機械設備(工場内ユーティリティ設備を除きます。)のいたずら、破壊行為、破損 ※電気的・機械的の事故は補償対象外 	<p>ご契約金額(休業損失保険金額)×休業日数+休業日数短縮費用</p> <p>※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ●休業日数＝復旧期間内の休業日数(定休日を除きます。をいいます。) ・休業2日目以降が対象となります。 <p>※1. 復旧期間内の売上減少高×支払限度額率－支払を免れた経常費等を限度とします。 <small>「復旧期間」とは、保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時までに要した期間(損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。)をいい、ご契約時にお決めいただいた復旧期間(約定復旧期間)が限度です。 「支払限度額率」とは、最近の会計年度(1か年)の粗利益の額にその10%を加算して得た額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。 「支払を免れた経常費等」とは、臨時雇従業員を解雇したため、支払う必要のなくなった人件費などをいいます。</small> ※2. 休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用で「減少させることができた休業日数×保険金額」または「保険金額の30倍」のいずれか大きい額を限度とします。 </p>
		<ol style="list-style-type: none"> その他不測かつ突発的事故による休業損失 <ol style="list-style-type: none"> (1)①の事故により工場が損害を被り、工場を休業した場合 (2)②の事故により、保険証券記載の建物などのうち、他人が占有する部分が損害を被り、工場を休業した場合 (3)(1)または(2)の損害を被り、休業日数を減少させるために必要かつ有益な費用を支出した場合(休業日数短縮費用) 	<p>損害額－10万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険金額(ご契約金額)が保険価額(時価額)と同額以上の場合は、保険価額が限度 ●保険金額が保険価額より低い場合は、次の算式により算出した額 $(\text{損害額} - 10 \text{万円}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ <p>(注)お支払いする損害保険金は保険金額が限度です。 輸送中の事故については1事故につき1,000万円または保険金額のいずれか低い額が限度です。</p>
<ol style="list-style-type: none"> その他不測かつ突発的事故(商品・製品等の盗難・破損・汚損等補償) <p>※電気的・機械的の事故は補償対象外</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)保険の対象の収容場所内保管中における事故 (2)保険の対象の日本国内の輸送中における事故(ただし、「商品・製品等総合補償特約(輸送中対象外)(工場物件用)」をセットした場合は補償されません。) 	<p>損害額×100%</p> <p>ただし、1事故につき、業務用通貨は300万円、業務用の預貯金証書は1,000万円が限度となります。</p>		
<ol style="list-style-type: none"> 業務用通貨等特約(工場物件用) <ol style="list-style-type: none"> 業務用の通貨・預貯金証書の盗難 <ol style="list-style-type: none"> (1)保険の対象の収容場所内保管中における盗難 (2)保険の対象の日本国内の輸送中における盗難(ただし、「業務用通貨等特約(輸送中対象外)(工場物件用)」をセットした場合は補償されません。) <p>(注)預貯金証書の盗難被害は、次の①および②の事実があった場合にかぎり保険金をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あたりに被害の届出をしたこと ② 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと 	<p>損害保険金×30%</p> <p>(1事故1敷地内につき500万円が限度)</p>		
費用	普通火災保険(工場物件用)	<p>臨時費用</p> <p>①～⑧の事故により保険金がお支払される場合(オプション1、2、4セット時はそれぞれ①、②、③の事故も対象)</p>	<p>損害保険金×30%</p> <p>(1事故1敷地内につき500万円が限度)</p>
		<p>残存物取片づけ費用</p> <p>①～⑧の事故により保険金がお支払される場合(オプション1、2、4セット時はそれぞれ①、②、③の事故も対象)</p>	<p>残存物の取片づけをするのに実際にかかった費用</p> <p>(損害保険金の10%が限度)</p>
		<p>損害防止費用</p> <p>①～③の事故について損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用(消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用など)を支出したとき。</p>	<p>損害の発生および拡大の防止のために実際にかかった費用</p> <p>ただし、保険金額(ご契約金額)が保険価額(時価額)より低い場合は次の算式により算出した額</p> $\text{損害の発生および拡大の防止のために実際にかかった費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ <p>(①)～(③)で支払われる損害保険金と合算して、保険金額または保険価額のいずれか低い額が限度)</p>
		<p>修理付帯費用</p> <p>①～③の事故で保険の対象である建物、設備、装置などが損害を受けた結果、その保険の対象の復旧にあたり必要かつ有益な費用を損保ジャパンの承認を得て支出したとき。</p>	<p>損保ジャパンの承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用</p> <p>(1事故1敷地内につき、その敷地内の保険金額(ご契約金額)×30%または5,000万円のいずれか低い額が限度)</p> <p>(注)併用住宅の場合、住居部分の復旧にあたり生じた費用については、お支払いできません。</p>
		<p>失火見舞費用</p> <p>保険の対象またはその収容建物から発生した①～②の事故により他人の所有物に損害(煙損害・臭気付着損害を除きます。)が生じたとき。</p>	<p>被災世帯数×20万円</p> <p>(1事故につきその敷地内の保険金額(ご契約金額)×20%が限度)</p>
<p>地震火災費用</p> <p>地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災により下記の損害の状況に該当する場合(地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)保険の対象が建物である場合は、その建物が半壊以上となったとき。 (2)保険の対象が屋外設備・装置(門・塀を除きます。)である場合は、火災による損害額がその屋外設備・装置の保険価額(時価額)の50%以上となったとき。 (3)保険の対象が動産である場合は、その動産を収容する建物が半壊以上となったときまたはその動産を収容する屋外設備・装置の火災による損害額がその屋外設備・装置の保険価額の50%以上となったとき。 <p>※損害の認定の単位は保険の対象が建物の場合は建物ごと、屋外設備・装置の場合は屋外設備・装置1基ごと、動産の場合は動産を収容する建物または動産を収容する屋外設備・装置1基ごとに行います。 ※「建物が半壊」とは建物の主要構造部の火災による損害額が保険価額の20%以上となった場合、または焼失床面積がその建物の延べ面積の20%以上となった場合をいいます。 ※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれを一括して1回の地震等とみなします。</p>	<p>保険金額×5%</p> <p>ただし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額×5%</p> <p>(1事故1敷地内につき2,000万円が限度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地震保険に加入している場合は、地震保険金とは別にお支払いします。 		

※類似の他の保険契約または共済契約がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

は、ご商売をがっちりガードします。

損保ジャパンで実際にお支払いした一例です。



オプション1、2、4の補償の比較(概要)は以下のとおりです。

保険の対象	補償内容	オプション/特約名称			
		オプション1 工場総合特約A	オプション2 工場総合特約B	オプション4	
				商品・製品等総合補償特約(輸送中対象外)(工場物件用)	商品・製品等総合補償特約(工場物件用)
工場内ユーティリティ設備	電 気 的 事 故	○	○		
	機 械 的 事 故	○	○		
	盗 難・破 損 等	○	○		
上記以外の建物・機械設備	電 気 的 事 故	×	×		
	機 械 的 事 故	×	×		
	盗 難・破 損 等	×	○		
商品・製品等	電 気 的 事 故			×	×
	機 械 的 事 故			×	×
	盗 難・破 損 等(保管中)			○	○
	盗 難・破 損 等(輸送中)※			×	○

○:補償 ×:補償対象外

(注) 自己負担額はいずれの特約も10万円です。

※商品・製品等の輸送中においては、盗難・破損等のほか、普通火災保険(工場物件用)で補償する事故(本パンフレット裏面のあらまし1~8をご覧ください。)についても補償します。

ご契約時に特にご注意いただきたいこと

①建物の構造について ご確認ください。

木造建物であっても、耐火建築物、準耐火建築物、省令準耐火建物に該当する建物は、他の木造建物より割安な保険料となります。

②建物に次のような設備・性能等 がないかご確認ください。

所定の消火設備を設置し一定の条件を満たす場合、確認できる資料をご提出いただくこと等により保険料の割引が可能な場合があります。

- ・自動火災報知設備
- ・屋内消火栓設備

など

③保険金額(ご契約金額)に ついてご確認ください。

- ・保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。
- ・保険の対象の価額いっばいに保険をつけておかないと、事故の際、損害額に対して保険金が不足することがあります。

※詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

★ビジネスオーナーズ(工場物件用)は休業損失補償特約(工場物件用)およびオプション特約をセットした火災保険普通保険約款(工場物件用)でお引き受けする「火災保険」の商品名です。

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、ご契約前には必ず「重要事項等説明書」および普通保険約款・特約をご覧ください。
- ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。
- 本保険にご加入いただけない場合(家財を保険の対象とした場合等)がありますので、詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険は、営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりませんのでご注意ください。
- 建物のみのご契約の場合、建物に収容される機械・設備等、商品・製品等の動産の損害については保険金をお支払いできません。これら動産について補償を希望される場合は、別途ご契約金額を決めてご契約ください。
- 保険契約申込書の記載事項について誤りがないかご確認ください。誤りがある場合は、保険金の全額または一部をお支払いできない場合やご契約が解除となる場合があります。
- 保険料をお支払いいただきますと、損保ジャパン所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。
- 保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。また、保険証券に控除証明書が添付されている場合は、地震保険料の控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- ご契約後に以下の変更が発生する場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 1. 保険の対象またはこれを収容する建物の構造または用途の変更
 2. 保険の対象またはこれを収容する建物の改築、増築または引き続き15日以上にわたる修繕
 3. 保険の対象の移転
 4. 消火設備または納置する危険品(危険品級別表に定めるA級、B級または特別危険品をいいます。)*の変更など
- 保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、譲渡の事実が発生したときにご契約の効力を失いますので、ご注意ください。
- 保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。
- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時に約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)*またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 個人情報の取扱いについて
損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利

用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

 **0570-022808**

【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時

【インターネットホームページアドレス】 <http://www.sonpo.or.jp/>

窓口

損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせは、下記にご連絡ください。

【窓口:(株)損害保険ジャパン】

 **0120-888-089**

【受付時間】 平日：午前9時～午後8時


土日祝日：午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・損保ジャパン 営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合がございます。インターネットホームページアドレス：<http://www.sompo-japan.co.jp>

万一、事故にあわれたら

事故にあわれたら、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご連絡いただかなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。賠償事故などに関する示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談のうえ、交渉をすすめてください。

【事故サポートデスク】

 **0120-727-110**

【受付時間】 平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)：24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03(3349)3111
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

お問い合わせ先